

# 仕 様 書

## 1 業務名

学校給食用食器・食缶等運搬業務(15)

## 2 業務内容

別紙に掲げる区間において、親学校の指定する大型コンテナ等に収納された学校給食用の食器・食缶等を安全かつ確実に、親学校の給食室から子学校の配膳室に運搬し、給食終了後、子学校の配膳室から親学校の給食室に運搬する。また、この運搬前後において、空の大型コンテナ等を子学校の配膳室と親学校の給食室間で運搬する。

なお、1日の運搬回数は4往復を基本とするが、給食内容、使用する食器具の種類によって、コンテナの台数、運搬回数が増減する。

	W	D	H
大型コンテナ	—————	1,250 mm × 860 mm ×	1,430 mm
強化磁器用コンテナ	—————	1,050 mm × 960 mm ×	1,170 mm
	└—————┘	1,050 mm × 960 mm ×	1,320 mm

## 3 業務に使用する車両の条件

- (1) 営業用貨物自動車であること。
- (2) 業務に支障のない機能を有するパワーゲートが装備されていること。
- (3) 荷台はFRP又は金属製のパネルで覆いをしたものであること。
- (4) 荷台の内装は、水、薬剤洗浄、消毒が実施可能なものであること。
- (5) 荷台内部に、ベルト等のコンテナを安全に固定するための装置が装備されていること。

## 4 業務実施日

業務日は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までのうち親学校が指定する日とする。  
なお、原則として土曜日、日曜日及び祝祭日は業務日から除く。

(実施予定日数は1系統当たり198日) ※実際の給食実施回数とは異なる。

## 5 業務時間

業務時間は午前10時から午後4時までの間で、所定の運搬業務を完了するまでとし、運搬時以外は基本的に学校敷地内等で待機すること。ただし、親学校が6時間を超えない範囲で事前に時間の変更を申し出た場合は変更することができるものとする。

## 6 提出及び備え付け書類

- (1) 本業務に係る次の書類を業務履行開始前までに提出すること。
  - ア 使用する車両の車検証の写し
  - イ 上記アで提出した車両が、上記「3 業務に使用する車両の条件」を満たしていることを証明できる書類、写真等

(2) 本業務に係る次の書類を作成し常備するとともに、委託者から求められた場合は提出すること。

ア 運転日報等、車両運行の記録

イ 車両の点検整備の記録

ウ 使用車両の洗浄、消毒作業の記録

## 7 業務報告

(1) 毎月、区間ごとに別紙様式「学校給食用食器・食缶等運搬業務報告書」を作成し、完了届に添付して委託者へ提出すること。

(2) 万一、コンテナ落下等の事故やトラブルが発生した場合には、速やかに委託者及び関係校（親学校及び子学校）に連絡することとともに、二次被害を予防するための安全措置を取ること。

また、上記の場合で、委託者が別紙様式とは別に、書面により詳細な事故報告を求めた場合は、事故の日時・経緯・原因・改善策等について記載した書面を提出すること。

## 8 遵守事項

(1) 一般的遵守事項

ア 従事者は交通法規を遵守し、安全運転に努めること。特に学校敷地内及び通学路においては児童生徒に最大限の注意を払い事故防止に努めること。

イ 業務開始前及び終了後に車両設備等の点検等を行うこと。

ウ 車両の故障・事故などの不測の事態に備え、常に従事者との連絡が可能かつ当該役務の提供が十分可能な体制を整えること。

エ 従事者は、常に食品の運搬に適した清潔な被服を着用し業務を行うこと。また、感染症拡大防止等のため、マスクを着用すること。

オ 親学校及び子学校と連絡を密にし、円滑な業務遂行に努めること。

カ 当該業務時間内は他の荷物との混載は行わないこと。ただし、荷台が壁で区画されており、本業務に使用しない区画に他の荷物を積載することは、業務に支障のない範囲で可能とする。

キ 本業務の実施にあたっては、市民に不信感を抱かせることのないよう十分留意すること。

ク 安全かつ確実に業務を履行できるように努めること。

(2) 作業上の遵守事項

ア 車両の荷台部分等は使用の都度清掃、洗浄、消毒等を行い常に衛生保持に留意すること。

イ 原則として、コンテナの積み降ろしは従事者のみで行い、学校関係者に協力を求めないこと。

ウ 従事者は、コンテナ積載時は車両から離れないこと。

エ 従事者は、学校から指示があった場合を除き、運搬中にコンテナを開けないこと。

オ コンテナは運搬中移動しないよう固定するとともに、搬出入の際は、コンテナが落下、転倒しない措置を講じること。

カ コンテナ搬出入の際、親学校の給食室及び子学校の配膳室に入る場合は、清潔で安全な履物に取り替えてから入室すること。なお、履物は、受託者が用意するものとする。

キ コンテナの積み降ろし場所は、各学校に確認の上、コンテナ庫等給食施設内の所定の場所で行うこと。

ク コンテナ搬出入の際、業務に関係のない場所には立ち入らないこと。特に、親学校の給食室内には厳格な衛生管理を要する区域があるため留意すること。

## 9 所管課

札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課給食係 電話：011-211-3833